

# JIS

## 病院電気設備の安全基準

JIS T 1022 : 2023

(JSA)

令和 5 年 12 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 電気分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	岩本 光 正	東京工業大学名誉教授
(委員)	上野 貴 由	一般社団法人日本電機工業会
	加藤 有利子	一般財団法人電気安全環境研究所
	下川 英 男	一般社団法人電気設備学会
	辻 勝 也	一般社団法人日本電気計測器工業会
	西原 敏 之	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	馬場 旬 平	東京大学
	松木 隆 典	電気事業連合会
	南 裕 二	東芝エネルギーシステムズ株式会社
	本吉 高 行	一般社団法人電気学会
	若月 壽 子	主婦連合会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 57.11.1 改正：令和 5.12.20

担 当 部 署：経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 5.12.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル)

素 案 作 成 者：一般社団法人電気設備学会

(〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-9-6 堀留ゼネラルビル)

審 議 委 員 会：電気分野産業標準作成委員会 (委員長 岩本 光正)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

# 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 医用接地方式，非接地配線方式及び非常電源の施設	3
4.1 医用接地方式	3
4.2 非接地配線方式	7
4.3 非常電源	9
5 医用室の電源回路	10
6 検査及び保守	11
附属書 A（参考）建築構造体の接地抵抗値の計算	13
解 説	15

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS T 1022:2018** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 病院電気設備の安全基準

## Safety requirements of electrical installations for medically used rooms in hospitals and clinics

### 1 適用範囲

この規格は、医用電気機器などの使用上の安全確保を目的とし、病院、診療所などの医用室に設ける電気設備のうちの、接地、非常電源及び電源回路に対する施設方法、検査方法及び保守方法について規定する。

### 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS C 2808** 医用接地センタボディー及び医用接地端子

**JIS C 3307** 600 V ビニル絶縁電線 (IV)

**JIS C 3612** 600 V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線

**JIS C 4411-1** 無停電電源装置 (UPS) - 第 1 部：安全要求事項

**JIS C 4411-2** 無停電電源装置 (UPS) - 第 2 部：電磁両立性 (EMC) 要求事項

**JIS C 4411-3** 無停電電源装置 (UPS) - 第 3 部：性能及び試験要求事項

**JIS C 8201-2-2** 低圧開閉装置及び制御装置 - 第 2-2 部：漏電遮断器

**JIS T 0601-1** 医用電気機器 - 第 1 部：基礎安全及び基本性能に関する一般要求事項

**JIS T 1021** 医用差込接続器

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

#### 3.1

##### 医用室

診察、検査、治療、観察などの医療を行うための室

#### 3.2

##### 医用電気機器